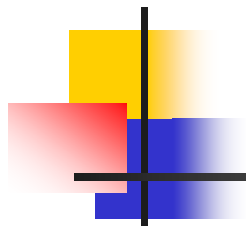


松本構成員提出資料



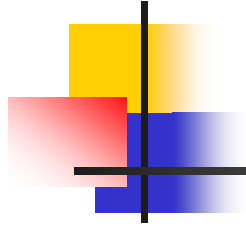
2018・8・23

困難な問題を抱える女性への 支援のあり方に関する検討会

全国婦人相談員連絡協議会

松本 周子

(水俣市福祉事務所婦人相談員)



(1)対象とする「女性」の範囲・支援 内容について



○包括的な定義及び具体的定義

■ 包括的な定義

対象は困難な問題を抱えるすべての女性とし、その人権を擁護し、一人ひとりの問題に対して、総合的な社会支援を行う。人権問題、差別、格差等の社会構造があり、社会福祉・法律・医療的支援等を行なう。

■ 具体的定義

現在のニーズから、あらゆる暴力の被害者(DV、ストーカー被害・性暴力の被害・売春・アダルトビデオ出演強要・JKビジネス)、日常生活を営む上で困難な問題を抱える女性(生活困難、借金・離婚・住宅・行き場所ない・妊娠・出産・外国人女性の問題・障害(児)者の問題・精神疾患等医療の問題、LGBTI等マイリティの問題)を範囲とし、生活上の様々な困難を抱えた女性やその子供達の一人一人の事情に合せ、再出発のために社会資源をコーディネートし、問題解決及び女性の自己決定権を支える等の支援を行う。



○若年女性、性暴力被害者等の ニーズに応じた支援

■ 若年女性について

20歳未満の若年女性については、法律的な狭間にあることが困難を生んでいる。一時保護の場合、児童か、婦人かの法律の壁があるが、抱える問題の内容によっては狭間が解消されるような支援のあり方ができないか。

■ 性暴力の被害について

支援実態調査結果では、婦人相談の内、最も多い夫等からの暴力の被害者の中で「性的暴力を受けた」が62,1%、「性的虐待経験」が45,1%あるとなっている。婦人相談員は、関係機関と連携しながら、警察、医療機関、弁護士、裁判所等同行支援をし、相談者に寄り添っての支援が必要と思われるが、二次受傷する場合も多く、スーパーバイザーの体制が必要である。



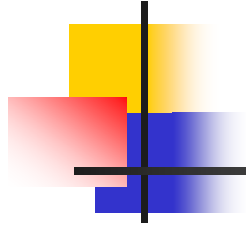
○被害女性や同伴児童への 心理的ケア

■ 母子の回復プログラムのシステム化について

DV被害女性と同伴する子どもは、DVによって大きな被害を受けたことでその回復には時間がかかる。母子が一緒に参加しての回復プログラムを支援の一つとしてシステム化し、支援の一環に加えられるなら、脳に被害を受けたと思われる子どもたちの回復や、母子関係の回復につながる。

■ 母子回復プログラムは民間への委託事業とする

行政ではなかなかできないプロジェクトであることから、すでに実績のある民間団体への委託事業とし予算化する。



(2)他法他施策との関係や根拠法の見直しについて



○他法他施策優先の考え方

■ 他法他施策優先を削除について

一人の女性の、性の傷つきは他機関にたらい回しになることで十分な支援に繋がらない。より柔軟に関係機関との連携を図り、年齢や管轄で区切ることのない一貫した支援の在り方が必要である。他法他施策優先は、必要があれば支援しようとする窓口と、対象者を狭く取る窓口に分化して、現実の業務とのねじれ現象、窓口格差、地域格差が大きくなる。



○ 根拠法となる売春防止法(第4章)

の見直し

- **第1章に「女性の人権擁護」を明確に位置付ける。**

女性の人権を明確にしないままに見直しをするということは、女性への蔑視や差別をそのままにすることになる。

- **第2章第5条、第3章を廃止する**

「勧誘」の名のもとに犯罪者として扱われ処罰の対象とされている。婦人保護事業が支援する対象は、処罰の対象ではなく、支援の対象である。

- **第4章の見直しについて**

第35条の2の「婦人相談員を委嘱することが出来る」を、都道府県と同じ「委嘱する」と改正をお願いしたい。



○用語の見直し

- 婦人→女性
- 収容→入所
- 保護更生→自立支援
- 収容保護→入所支援
- 指導→支援
- 要保護女性→要支援女性



(3) 婦人相談所・婦人相談員・婦人保護施設の役割や機能について



○支援の実施体制(都道府県と市町村の役割)

- **婦人保護事業の位置づけを市区町村の責務とする**
売春防止法に市町村の責務や役割についての規定がない、婦人保護事業の理解が進まないというところが、婦人相談員の雇用が不安定な状況と重なる。1年契約の雇い止めのある不安定な雇用条件で仕事をしている婦人相談員がほとんどという現状がある。
- **全婦相が平成30年4月の調査結果の勤務年数について**
- **平成28年に売春防止法35条の「婦人相談員は非常勤とする」が削除された後の婦人相談員の状況について**

○婦人相談所(一時保護所)、婦人保護施設の機能

■ 一時保護の機能を持つ婦人相談所との連携について

一時保護所への入所については、各地域で違いがある。入所後の規則等も一時保護につながらない理由の一つとなっている。今後の検討課題と思われる。

■ 婦人保護施設の広域保護の利用について

母子生活支援施設と同じように福祉事務所からの広域保護が可能となるよう検討ができないか。



○婦人相談員の配置

- **市区では任意となっている婦人相談員について、**
設置義務とする。

- **婦人相談員の配置数について**

一時保護や婦人保護施設を利用せずに、地域で生活を続ける女性やその子供たちを支援している実態に沿ったソーシャルワークを可能とする婦人相談員の配置の検討は緊急課題。児童虐待の背景に母親がDV被害を受けていることは少なくないことから、婦人相談員も児童福祉司と同様に人口比とした配置の数値化が必要である。

- **市区の婦人相談員には兼務が多い**

母子・父子自立支援員、家庭相談員との兼務が多いことから、婦人相談員の専門職としての配置が必要。



○関係機関との連携

- **婦人保護事業支援ネットワークの連携会議の設置が必要**

児童相談の分野において、要保護児童対策地域協議会があるように婦人保護事業においても関係機関連携会議の設置が望まれる。

- **広域での関係機関との連携**

婦人保護事業の特徴でもあるDV被害者、性暴力の被害者の広域保護について苦慮するところがあることから、全国的な連携についても検討が必要である。

- **民間団体との連携について**

行政ができない部分、縛りのある部分において民間団体と連携しながら支援することが必要である。民間団体の活動費の予算をつけていただきたい。